インフルエンザによる「治癒証明書提出の廃止」に伴い，インフルエンザの出席停止期間の基準をお知らせいたします。

「発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで」

（学校保健安全法施行規則による）

発症した日からかぞえると，6日間の出席停止が必要ということになります。その後，解熱した日によって出席停止日が延期されます。

＊出席停止の期間中は欠席にはなりません。家庭で安静に過ごしましょう！

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	**発症した後5日を経過した後**		
		（0日目）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
	発症後1日目に解熱した場合	発症（発熱等）	**解熱**	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
	発症後2日目に解熱した場合	発症（発熱等）	発熱	**解熱**	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
	発症後3日目に解熱した場合	発症（発熱等）	発熱	発熱	**解熱**	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
	発症後4日目に解熱した場合	発症（発熱等）	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**	
	発症後5日目に解熱した場合	発症（発熱等）	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**